

令和 8 年度第 1 回 米子市同和対策審議会議事概要

日時 令和 8 年 5 月 2 0 日(水) 1 5 : 3 0 から
場所 米子市福祉保健総合センターふれあいの里
4 階 研修室 1

議事

報告事項

「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づく施策の推進について

【事務局説明】

本市は、4 月 1 日施行した「人権尊重のまち米子市をつくる条例」に基づき、人権侵害のない人権が尊重される社会の実現に向けた取組をこれまで以上に強力に推進していく。

1 人権相談・支援体制の充実について

人権・男女共同参画課の人権相談窓口に、新たに人権相談員 1 人を配置した。新規事業として取り組む「人権相談充実事業」は、大きく二つの取組による。

①人権相談・支援に関する委託事業は、人権関係団体で構成する「人権相談ネットワーク協議会」と連携して相談・支援を行う。

②人権尊重のまちづくり懇話会は、関係者が集まり、相談・支援の内容について共有し、問題点の整理を行う。

2 人権教育・啓発の推進

人権尊重の社会づくりのための理念の浸透を図るため、広報・啓発に務める。ガイドブックによる条例の解説や概要版の配布、広報よなご等への掲載等、より多くの機会を通しての啓発等周知を図る。

3 同和対策に係る固定資産税の減免の取扱いの見直し

平成 28 年 3 月 29 日、本審議会に対し、同和対策に係る個人給付的事業の見直しの諮問を行い、平成 30 年 3 月 28 日、諮問の取り下げを行った経緯がある。

この度、新条例に基づく施策の推進についての関係者との話し合いの中で、人権施策を次のステップに押し上げることの必要性についての共通認識を確認し合い、施策の発展的転換を図る様々な取組について協議する中で、新たなステップに向けて、差別や人権侵害を生じさせないための施策については、連携して充実、強化していくこととし、一方で、対象地域を限定した固定資産税の減免は廃止することとして調整を進めているもの。

なお、平成 30 年に諮問の取り下げを行った際、改めて検証を行い、審議事項にはなじまないという結論に至っているため、今回は諮問は行わず施策の推進の一環として報告をさせていただく。

【B 委員】

固定資産税の減免について、市は、関係団体と協議を行った上で、4 月 2 0 日に総務政策委員会において固定資産税の減免について廃止の方針を報告、翌

日21日の日本海新聞に、「これまでの地域を限定した減免措置が、新たな差別を生じかねないとして関係者と協議した結果、廃止する方針で一致した」という内容が掲載された。しかし、「固定資産税の減免制度がもとで新たな差別を生じるので廃止する」ということは、市と関係団体との間で一切話題になっていない。また、総務政策委員会の中でも、市の方からそういった説明はしていない。この報道は、誤った表現で新聞に掲載されたものであり、事実と異なるため、このことを報告させていただく。

被差別部落の土地は近隣地域に比べ売買取引が少なく、取引価格も低かった。固定資産税の減免については、このことに対する適正課税という適正な措置であると認識している。

しかし現在は、米子市内の被差別部落の土地の売買が毎年数件ずつ行われ、それに伴い住民の混住化も生じてきた。この情勢の変化により、適正課税ということの妥当性については状況が変わってきているという判断ができる。このことが減免措置を廃止する主な事由である。

これについては、米子市でも実態調査を行い、その結果は、土地の価格の状況については変化しつつあるということであった。このため、減免措置については廃止する方向で協議がまとまったものである。

改正条例については、「人権尊重のまち米子市を作る条例」は、改正前に市内の人権関係団体を集めて意見交換を行い、市の職員だけでなく、市民の意見を受け止めて作成した条例であり、これは、大事な姿勢であると思う。

今後、条例ができて終わりではなく、施策についても、市民が入って条例を活かすことのできる施策にしていくという方向性を確認しているので、委員の皆様もご意見を発言いただき、より良い人権条例に育っていくようご協力をお願いしたい。

【A委員】

固定資産税の減免の廃止については、事務局の説明にもあったとおり、決して、新たな差別を生じさせるからではなく、事実に基づいた、新たなステップに向けて様々な施策を充実させていくための話し合いの結果であると承知している。

例えば相談、支援の充実について、様々な相談があり、相談内容も複雑化する中、一つのサービスでの対応には限界があり、解決のためには他機関等と連携していかなければならないが、繋ぎ方によっては、市民の側からは、たらい回しにされたと思われるといった事例がある。皆様が所属しておられる団体等で、実際どのような相談が届いているのか、お悩み等あれば教えていただきたい。

【C委員】

一つの相談窓口で完結すればよいが、実際色々な窓口を尋ねるが解決策を見出せない方が多くある。そういった複雑な問題を抱えている方には、相談者の気持ちに寄り添い伴奏することが大切。時間をかけて複雑な問題を整理し、そ

ういった段階を踏んでいく中で、相談者の方が自然と解決策を自ら見出していく。

【D委員】

対応のポイントはC委員に網羅していただいた。一つの相談に対し、そこに付随する様々な事情があるので、しっかりと一通り聞いて受け止めなければならない。最終的には解決に導くため関係機関を紹介することになるが、一緒に赴き、相談の概略を伝える中で相談者の気持ちをそこに乗せていくことをしなければ、相談者にとって、たらい回しではない対応にはならない。

市の方でこういう取組を推進される中でも、県や他機関に繋ぐ場合、そういった相談者に寄り添った繋ぎ方をすることで、市政に対しての信頼、参画意識への起点となり、広がりにつながる。プラスのものがそこから生じると素敵なことであると思う。

【E委員】

こども達が地域の中で、いかに心豊かに成長していけるかということを支援するため、小学校や中学校、高等学校や公民館に出向き、寄り添う支援活動をしている。誰もが受け入れられる地域社会になって欲しいという気持ちで活動を行っている。

【F委員】

私たちも、こどもたちに顔を覚えてもらえば、気軽に相談してもらえるのではないかという思いもあり、地域に根差した活動を心がけている。私たちへの相談は、こども達よりも介護など高齢者についての相談が多い。どこに相談をすればよいか分からないのが現状であり、相談窓口が増えることは良いと感じた。

この度、新たに一名の人権相談員を配置されたということであるが、重たい相談があった場合、時間的な制約があると思うがどのように対応されるのか、また、どのような方が人権相談員に就任したのか、また、人権相談・支援に関する委託事業の窓口について、私たちが活用するにはどうすればよいか伺いたい。

【事務局】

一人で案件を全てこなすのではなく、他の職員も含め組織として対応していく。

担当者については、これまで課長をしてきた職員であり、様々な経験をしている者を担当としており、じっくり寄り添った対応ができると考えている。

人権相談・支援委託事業について、各人権課題の関係団体においては、これまでも普段からの繋がりで人権相談を行っていただいている。人権条例の改正を機に、関係団体との連携体制も構築できたところであり、市の人権相談窓口に連絡していただいてもよいし、見知った関係団体からでも、えしこにでも、どこに相談されても対応させていただく。窓口の案内は早い段階で改めて行う。

【G委員】

こども達がより豊かに、生活し学べるように活動を行っている。学校訪問を通して、学校や市の取組により、少しずつではあるが様々な面での問題点の解消に繋がっているのを感じている。核家族が増える中、地域の方の親身な声かけや見守りも、こども達の安心安全な生活に大きな力となっており感謝している。

相談者の気持ちに寄り添うことは、声のかけ方や加減が非常に難しいことだと考えるが、時間をかけて相談者の話に耳を傾けることをしっかり行うことなど、委員の皆さんの意見が非常に勉強になる。

【B委員】

固定資産税の減免の廃止と包括的人権条例の制定によって、部落差別がなくなったのではないかといった誤解が生じるのではないかということを危惧している。

差別を受けている人は現存し、また何よりも、以前は予想していなかったネット上での厳しい差別が生じている。差別はなくなったのではなく差別のあり方が変わってきている、むしろ強くなっているのが実情。

本日は中学校長会、小学校長会が欠席なのが残念であるが、今回新たなステップに踏み出したが、学校においても、このことが人権教育、部落問題学習から手を引くことに繋がらないよう、学校教育課ともしっかり連携をとって教育を進めていただきたい。

【C委員】

私も以前教員をしていた。部落差別は根深い問題である。世の中にはまだまだ部落差別はある。このことを私たちは認識しなければならない。

【A委員】

今回このように人権条例を制定され、新たなステップに前を向きながら進めていく一方で、長年取組んでこられた先輩たち、また我々も、取組を忘れることなく、何よりもこのような相談窓口ができたことを、それでよしとするのではなく、「寄り添って伴走支援していく」という気持ちをそれぞれの立場でしっかりと意識しながら歩んでいけたらと思う。皆様ありがとうございます。